

# 基本計画に記載すべき事項

(1) 作成主体：市町村

(2) 手続：中心市街地活性化協議会に意見を聴く。

(協議会が設立されていない場合、商業の活性化に関する部分について、商工会又は商工会議所に意見を聴く)

(3) 主な記載事項：

\* 基本計画の名称、作成主体、計画期間

→概ね5年以内で、計画に記載された取組の効果が発現する時期を考慮

① 中心市街地の位置及び区域

→位置及び区域の設定の考え方について記載。中心市街地の活性化の取組と関連性のない区域を含まないよう設定

② 市街地の整備改善のための事業等に関する事項

③ 都市福利施設整備事業に関する事項

④ 住宅供給及び居住環境向上のための事業に関する事項

⑤ 商業活性化のための事業及び措置に関する事項

⑥ 公共交通機関の利用者の利便増進事業、特定事業に関する事項

・中心市街地の活性化を実現するための各事業の必要性について記載  
・具体的事業が無い場合には、現状分析をふまえ、事業の必要性がないことを明示

⑦ 各事業・措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

→市町村の推進体制や協議会の有無など中心市街地の活性化への取組体制や各種事業の連携等について記載。

⑧ 都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

→準工業地域における大規模集客施設の立地を特別用途地区等により制限しているか等について記載

※以下の事項の記載については、努力義務とします。

・ 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

→基本方針の「中心市街地の活性化の意義」を踏まえつつ、統計的なデータ、地域住民のニーズの把握・分析等を踏まえ記載

・ 中心市街地の活性化の目標

→具体的な数値目標を複数設定。目標の設定における考え方、事業との整合性等について記載。

・ その他中心市街地の活性化に資する事項